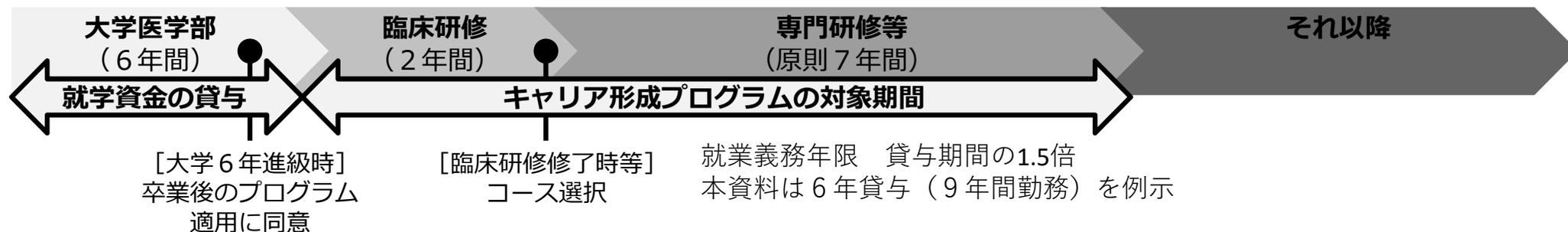


千葉県のキャリア形成プログラム

キャリア形成プログラムに係る千葉県の現状



◆対象医師◆

- ・県が修学資金を貸与した地域枠医師

◆コース◆

- ・設定していない

◆対象医療機関◆

○新プログラム (平成30年度より適用)

- ・県内の病院で就業し、かつ医師不足地域での勤務を4年以上とする。
- ・地域A群又はB群で通算4年以上勤務するうち、地域A群で通算2年以上勤務する。

※地域A群 医師不足地域において優先的な配置が必要な17病院

※地域B群 医師不足地域において配置が必要な100病院

- ①自治体病院
- ②地域医療支援病院
- ③専門研修プログラムの研修施設 (専攻医等としての勤務に限定)

○旧プログラム

- ・県内病院で就業し、かつ「地域の病院」での勤務を3年以上とする。
- ・就業先は「地域の病院」、専門(後期)研修プログラムを有する病院のいずれか。
- ※「地域の病院」 知事が指定する22の自治体病院

◆一時中断◆

- ・出産、育児等のライフイベントや、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、事由を問わず4年*までは一時中断が可能となっている。
- ※さらに災害、疾病、負傷、出産、育児、専門医取得については知事が認める期間の延長が可能となっている。

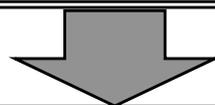
◆中途解除◆

- ・県は、対象医師の申出等に基づき、当該対象医師へのキャリア形成プログラムの適用を途中で解除することができる。
- ・ただし、地域医療介護総合確保基金を財源とした修学資金を貸与している医師については、中途解除に先立ち、国に協議することとする。

キャリア形成プログラムの策定にあたって

○医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、キャリア形成プログラムは、医師が不足している地域における医師の確保と、当該地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保の両立を目的としたものとして医療法上位置付けられた。

○併せて、県は、地域医療対策協議会においてキャリア形成プログラムの内容を協議した上で、協議が調った事項に基づき、地域医療支援事務として、キャリア形成プログラムを策定することとなった。

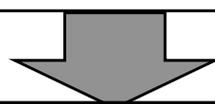


○キャリア形成プログラムのコースについて、対象医師の能力開発等に対応可能なよう、「診療科」や「就業先医療機関」ごとに複数のコースを用意する必要がある。

また、コースは、臨床研修2年目の医師が専門研修の申請・開始前に選択するため、毎年度適したものを用意する必要がある。

○本県の現行のキャリア形成プログラムについて、医療法上の目的を達成するものになっているか検討する必要がある。

「対象医師」や「対象医療機関」等は現状のままで良いか？ など



○医師の能力開発等について検討するためには、特に高度かつ幅広い専門性も求められることからキャリア形成プログラムについて専門的な見地からの検討や調整、論点整理を行うためのワーキンググループを新たに設置することとしてはどうか。

○キャリア形成プログラムについては、ワーキンググループにおける検討、調整等を踏まえ、医療対策部会において、地域医療対策協議を行うこととしてはどうか。また、ワーキンググループ及び部会は毎年度コースを選択する時期に応じて開催することとしてはどうか